

第1回 新十条稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会(摘録)

日 時 平成28年7月26日(火) 午前10時～午前11時10分
場 所 東山区総合庁舎 3階 大会議室
出席委員 岩本委員, 木村委員, 杉澤委員, 浜岡委員
本市出席者 西窪長寿社会部長, 和田介護保険課施設整備担当課長

(開会) 10:00

<司会> 花園施設整備係長

<議事1> 「新十条稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会」(高齢者福祉施設用地)について

資料1「新十条稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会委員名簿」, 資料2「新十条稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会設置要綱」を事務局から説明

<議事2> 委員長及び副委員長の選出について

司 会 本委員会の委員長及び副委員長の選出を行いたい。選出に当たっては、本検討委員会設置要綱に基づき、委員の皆様の互選により選出をお願いしたい。

委 員 委員長には、京都市高齢者施策推進協議会の会長を務めている浜岡委員が適任だと思う。

他 委 員 異議なし。

委 員 お引き受けさせていただく。

司 会 副委員長の選出についても、委員の皆様の互選により選出をお願いしたい。

委 員 東山区社会福祉協議会の会長である木村委員にお願いしてはいかがか。

他 委 員 異議なし。

委 員 お引き受けさせていただく。

司 会 それでは、ここから先の議事進行は浜岡委員長にお願いします。

＜議事 3＞ 事務局から説明

委員長 スムーズに会を進められるよう、委員の皆様の御協力をお願いしたい。
まず、資料3「新十条稲荷山トンネル上部用地（高齢者福祉施設用地）の活用について」、事務局から説明をお願いします。

資料3「新十条稲荷山トンネル上部用地（高齢者福祉施設用地）の活用について」を事務局から説明

（意見交換）

委員長 事務局から説明のあった用地の活用について、質問、意見等あればお願いしたい。

委員 事務局から説明があったとおり、当該地については平成9年に最初の整備計画が策定され、平成21年に計画の見直しがされている。
この土地については、当時お住まいであった地域の皆さんが高速道路の整備に伴い明け渡して生じた土地であり、地域住民もどのようなものが建つのか非常に興味をもっている。
月輪自治連合協議会を代表して本委員会に参加させてもらっているが、活用計画の事業化に当たっては地域住民との連携が必要不可欠であり、地元の本町二十丁目の住民の御意見も直接伺った上で進めていただきたい。検討委員会として、町内会の声を聞く仕組みを検討していただきたい。

事務局 本委員会の設置要綱第4条第5項において、「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる」と規定されており、オブザーバーの参加は規定上問題がないことを申し添える。

委員長 岩本委員から、地元の町内会からオブザーバーとして参加することの提案があったがいかがか。何か御質問や御意見があればお願いしたい。

委員 高速道路を作るにあたって地元の方に譲っていただいた土地であり、地元町内会の意見を伺いながら進めていただきたい。

委員長 杉澤委員はいかがか。

委 員 地元町内会の意見を伺うことに異論はない。

委 員 長 それでは、本委員会として、本町二十丁目町内会からオブザーバー参加を了承することで御異議はないか。

他 委 員 異議なし。

委 員 長 それでは、そのように決定する。人選については、事務局や地元町内会とも相談して進めたい。

委 員 長 オブザーバー参加について、委員長の私からも提案がある。先ほど、事務局から説明があったとおり、この用地については高齢者福祉施設の建設が条件となっている。高齢者福祉施設用地にふさわしい売却条件の検討にあたっては、運営事業者の立場から事業の実現性等について御意見をうかがうため、運営事業者の代表の方にオブザーバー参加をお願いしてはどうかと考えている。特に皆様からの異論がなければ、人選については、私と事務局とで調整させていただきたいがいかがか。

他 委 員 異議なし。

委 員 長 それでは、そのように決定する。

委 員 長 先ほど事務局から説明のあった用地の活用について、質問等あればお願いしたい。

委 員 東山区は小学校の統廃合が進み、2つ小中一貫校に集約された。廃校になった小学校の跡地に高齢者福祉施設の建設ができないかいろいろ検討はしているがなかなか進まない。跡地を防災拠点として使うため、大きな建物を建てるのは難しいようだ。結果として、外部の土地を探すしかない状況である。京都国立博物館の北の端に500坪と300坪の国有地（厚労省、文化庁の所有）の空地がある。ここを高齢者福祉施設に利用できないかと考えていたがなかなか難しいようだ。

そのような状況のなか、今回の新十条稲荷山トンネルの上部用地は広い土地であり、高齢者福祉施設用地としての活用を期待している。ぜひ、有効に活用してもらいたい。事務局の説明では、地域密着型特養に介護保険のサービスを提供する事業所を併設するとのことだったが、東山区内にある洛東園のように養護老

人ホームとの併設を考えていただきたい。養護老人ホームに入居された方に、必要に応じて特養の職員がサポートできればよいのではないかと。いずれにせよ、地元町内会の要望を伺い総合的に検討し、地域の発展につながるような施設ができるとよい。

委員長 事務局の説明では、売却条件の話の中で「地域との連携」を重視するとのことだった。岩本委員の御意見はいかがか。

委員 月輪小学校が廃校になり、子どもたちはかなり遠方の小学校まで通っている。高齢者への支援も大事ではあるが、子育て世代のためにも、売却条件に児童館の設置を入れてもらえればと思っている。

事務局 当該地から約650mのところと同じ月輪学区内で保育園併設の東福寺児童館が平成20年に設置されており、児童館は充足されていると考えている。売却にあたってあまり多くの条件をつけると事業者が手を上げにくくなるため、条件は最低限にとどめ、事業者の創意工夫ある提案に期待したい。特別養護老人ホームの場合は、グループホームや小規模多機能型居宅介護を併設することが多い。子育て支援という点では、施設内に世代間交流できるスペースを設置することもある。地域包括ケアの点からも、地域と連携した施設が望ましいと考えている。

委員長 京都は歴史的に小学校への思いが強い。新しい施設の中に世代間交流等の機能をどう取り込めるかは課題である。一方で、東山区は市内で一番高齢化率の高い区である。月輪学区の状況はどうか。

委員 月輪学区は南北に長く、東側は山、西側は川に囲まれている。疏水と鉄道により東西が遮断されている。東西に行く道路がなく、段差も多く、高齢者はなかなか外に出られない。商店街もさびれており、高齢者が生活するには不自由なところである。

委員 施設の細かい定義はよく分からないが、定員29名の地域密着型特養のほかは在宅サービスを重視するということか。

委員長 地域密着型特養だけでは経営的に厳しい。そこに他の機能の事業所を併設する方向が一般的である。

事務局 例えば、小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状態に応じて、「通い」

「訪問」「泊まり」等、様々に対応できる。最初は在宅で訪問介護や通所を中心に小規模多機能を利用し、在宅生活が困難になれば特養に入所申込するということも可能である。地域にある施設なので自宅に近い点も利点である。

委員 この地区のためにも、お年寄りが入所できる施設は必要である。高齢者の独居も増えている。自治連合協議会で敬老会の準備をしているが、外に出にくいという理由で年々参加者が減っている。

委員 社協の介護予防事業として、元気な高齢者に月1～2回集まってもらっている。ニーズはあるが回数を増やせず困っているので、このような施設内に地域の交流スペースを設けてもらおうとよい。

委員長 高齢者福祉施設を作るということだけでなく、地域との連携や世代間交流等の多面的な機能を盛り込んでほしいということかと思う。

委員 最近の学校は授業が始まると門を閉めてしまって地域の人との交流ができなくなった。学校が休みの土日に生徒が施設を訪問して高齢者と交流できるとよいのではないか。

委員長 委員それぞれ売却条件に入れたいと考えていることがたくさんあるかと思う。今後議論していく中で、盛り込めるものは入れていきたい。

委員 特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人はどこも経営が厳しいと聞いている。施設整備補助金を検討していただきたい。

事務局 施設整備補助金は別の手続となるため、選定された法人に必ず補助金を出すとは約束できないが、選定された法人には補助金の説明はすることになる。特別養護老人ホームは社会福祉法人しか運営ができないため、地域密着型特養については社会福祉法人もしくは社会福祉法人の設立を準備している方が対象になる。

委員長 社会福祉法人として、特養の運営実績があることを条件とするかどうか。このあたりも詰めていく必要がある。

事務局 右京区役所の跡地利用では公募により特養を整備することになったが、選定された法人は特養の運営実績のない法人だった。公募ではあまり条件を付けずにできるだけ門戸を広げておき、法人の提案内容を見て選んでいきたいと考えてい

る。

委員 長 地域密着型特養を条件とするため、地域との連携を考えて提案していただくようにしたい。選考過程で難しい問題が出てくるかもしれないが、委員の皆様にはよろしく願いしたい。

事務局 地域密着型特養の設置や地域との連携等、本日いただいた御意見を踏まえ事務局で募集要項案を作成する。第2回検討委員会で御審議をお願いしたい。また、御承認いただいた2名のオブザーバーについて、地元町内会の人選については岩本委員にも御相談させていただきたい。事業者代表については、浜岡委員長と相談のうえ人選したい。

委員 長 それでは本日の議事はこれで終了とする。事務局へお返りする。

事務局 以上をもって、第1回新十条稲荷山トンネル上部用地活用計画検討委員会を閉会とする。第2回検討委員会については、日程調整をさせていただいた上で、後日、事務局から御案内させていただきたい。

本日はありがとうございました。